

平成 17 年度環境技術実証モデル事業実施要領（暫定版）

序 総則

1．目的

環境技術実証モデル事業（以下、モデル事業）は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。

2．「実証」の定義

本モデル事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下、「環境保全効果等」という。）を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。

「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なるものである。

3．費用分担等に関する基本的考え方

本モデル事業においては、実証システムが確立するまでの間は、手数料を徴収せず、国が費用の大部分を負担する（以下、「国負担体制」という）。しかしながら、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から 2 年間程度を限度として、実証申請者から手数料を徴収する体制に移行する（以下、「手数料徴収体制」という）。本実施要領ではこれ以降、国負担体制（第 1 部）及び手数料徴収体制（第 2 部）に分けて、実施方法を規定する。

平成 17 年度、各体制で実施する技術分野は以下のとおり。

国負担体制：平成 16 年度以降に開始した技術分野（小規模事業場向け有機性排水処理技術分野、酸化エチレン処理技術分野及び山岳トイレ技術分野を除く各技術分野）

手数料徴収体制：平成 15 年度に開始した技術分野（小規模事業場向け有機性排水処理技術分野、酸化エチレン処理技術分野及び山岳トイレ技術分野）

4．実施方法に関する特例措置

環境省は、国負担体制から手数料徴収体制への移行に際し、なお解決すべき課題がある等の場合には、当該技術分野の事業実施において、第 2 部の規定によらず、手数料徴収体制の確立を優先することができる。ただしその場合にも、第 1 部の体制を継続するのではなく、モデル事業検討会や分野別 WG の助言を踏まえつつ最低限の確認試験を行う等、可及的速やかな手数料徴収体制を確立に努めることとする。＜この規定は、原則平成 17 年度限りの特例措置とする。＞

第1部 国負担体制による実施方法

第1章 モデル事業の実施体制

1. 環境省

環境省は、実証対象技術分野の選定、実施試験方法の技術開発、実証試験要領の作成、実証機関の選定、データベースによる実証試験結果等関連情報の公表の他、モデル事業全体の運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。

2. 環境技術実証モデル事業検討会

環境省総合環境政策局長の委嘱により設置された「環境技術実証モデル事業検討会」（以下、「モデル事業検討会」という。）は、環境省が行う事務をはじめとして、モデル事業の実施に関する基本的事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

3. 分野別ワーキンググループ（WG）

環境省（各部局）により必要に応じ設置された、対象技術分野毎のワーキンググループ（以下、「分野別WG」という。有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。原則公開で実施。）は、環境省が行う事務のうち、実証試験要領の作成、実証機関の選定等について、（分野毎の）専門的知見に基づき検討・助言を行う。

なお、適切な場合には、いくつかの対象技術分野を束ねた1つの分野別WGを設置することができる。

4. 実証機関

実証機関は、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の選定、必要に応じて実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施及び実証試験結果報告書の作成）、実証試験結果報告書の環境省への報告を行う。実証機関は、予算の範囲内において、各技術分野に複数設置することができる。

5. 技術実証委員会

実証機関により設置される技術実証委員会（有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。）は、実証機関が行う事務の実施について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

6. データベース運営機関

データベース運営機関は、実証試験要領・実証試験計画、実証試験結果報告書等のモデル事業の成果についてデータベースを作成し、その運営・管理を行う。

7. (独)国立環境研究所

(独)国立環境研究所は、必要に応じ、環境省の委託を受け、実証試験方法の技術開発を行う。

第2章 対象技術分野の選定

1. 環境省は、モデル事業検討会及び分野別WGにおける議論を踏まえつつ、以下のような観点に照らし、実証モデル事業の対象となる技術分野を選定する。
 - (1) 開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から実証に対するニーズのある技術分野
 - (2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野
 - (3) 既存の他の制度において技術認証等が実施されていない技術分野
 - (4) 実証が可能である技術分野
 - 予算、実施体制等の観点から実証が可能である技術分野
 - 実証試験要領が適切に策定可能である技術分野
 - (5) 環境行政（全国的な視点）にとって、当該技術分野に係る情報の活用が有用な分野
2. 環境省は、一度選定した対象技術分野について、1. に示した観点に照らし実証を行うことが不適切となった場合や、対象技術の公募に対する応募が見込めなくなった場合等合理的な理由がある場合には、必要に応じモデル事業検討会の助言を得つつ、対象技術分野を一時的又は継続的に廃止することができる。ただし、対象技術分野を廃止した場合には、データベース運営機関を通じ、廃止した旨及びその理由を公表することとする。
3. 環境省は、平成16年度に対象とした技術分野について、分野別WGにおける議論を踏まえつつ、実証試験要領等の実施体制を見直した上で、必要に応じ、17年度以降も引き続き対象技術分野とすることができる。

第3章 実証試験要領の策定

1. 環境省は、別紙1「実証試験要領の構成」を参考に、分野別WGで検討の上、対象技術分野毎に実証試験要領を定めることとする。また、策定した実証試験要領は、実証モデル事業検討会に報告することとする。なお、実証試験要領は、実証試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、改定を行うものとする。
 - 別紙1のうち、「手数料の項目」については、本要領第2部のみに関係する項目であるため、第1部に該当する技術分野では考慮する必要はない。
2. 環境省は、ある実証項目に関し適当な実証試験の方法が無い場合等には、（独）国立環境研究所に、実証試験実施技術の開発を依頼することができる。

第4章 実証機関の選定

1. 実証機関の選定の手続き
 - (1) 環境省は、対象技術分野毎に、分野別WGで検討の上、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人（公益法人）及び特定非営利活動法人を対象に、実証機関を募集することができる。なお、平成17年度に新規

に選定した技術分野については、原則として地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）を対象に募集する。

- (2) 実証機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。
- (3) 環境省は、(2)の申請を受け、2.の観点を考慮し、分野別WGでの検討も踏まえつつ、予算の範囲内において、実証機関を選定する。実証機関の選定結果については、モデル事業検討会に報告することとする。
- (4) 環境省は、(3)で選定した実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、第1部第8章の規定に従い、実証を行う。

2. 実証機関選定の観点

環境省は、分野別WGによる検討を踏まえ、以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行った上で、適切な機関を実証機関として選定する。

(1) 組織・体制

- ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
- ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
- ・JISQ 9 0 0 1 : 2 0 0 0 (ISO 9 0 0 1 : 2 0 0 0)「品質マネジメントシステム要求事項」、JISQ 1 7 0 2 5 : 2 0 0 0 (ISO/IEC 1 7 0 5)「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること
- ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること
- ・定期的な内部監査を実施すること
- ・実証業務にかかる記録の保持を実施すること

(2) 技術的能力

- ・技術分野に関する十分な実績を有していること
- * 新たに設立される法人については、技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること
- ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない）
- * 公益法人あるいは特定営利活動法人のうち、自ら試験研究機関を持たない法人については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携するなどにより、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること

(3) 公平性の確保

- ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証申請者によって情報や対応が異なるおそれがないこと
- ・実証業務で知り得た技術情報等の機密保持手続きが、実証申請者等によって異なるおそれがないこと

(4) 公正性の確保

- ・特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

- ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと
- ・実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること

(5) 経理的基礎

- ・実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること
- ・定期的に会計監査を実施すること

第5章 実証の対象技術の選定

1. 対象技術の選定の手続き

- (1) 実証機関は、対象技術分野毎に、対象技術を公募する。技術実証を受けることを希望する者（開発者、販売店等。以下、「実証申請者」という。）は、実証機関に申請することとする。
- (2) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、実証試験要領において定めることとする。
- (3) 実証機関は、申請された技術の中から、2.の観点を考慮し、技術実証委員会における検討等を踏まえて、対象技術を選定し、環境省の承認を得ることとする。なお、環境省は、予算執行の重複排除の観点から、同一と見なすことのできる技術が複数の実証機関に申請された場合、いずれか一つの実証機関においてのみ実証が行われるよう、実証機関間の調整を行うことができる。
- (4) 実証機関は、対象技術の選定結果について、全ての申請者（対象技術に選定されなかった技術の申請者も含む）に通知する。

2. 対象技術選定の観点

実証機関は、以下の各観点に照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を選定する。また、環境省は、分野別WGによる検討を踏まえ、必要に応じ、技術分野ごとの環境保全効果等に関する選定の観点を追加できることとする。

(1) 形式的要件

- 申請技術が、対象技術分野に該当するか
- 申請内容に不備は無いか
- 商業化段階にある技術か
- 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか

(2) 実証可能性

- 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- 実証試験計画が適切に策定可能であるか

(3) 環境保全効果等

- 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- 副次的な環境問題等が生じないか
- 高い環境保全効果が見込めるか
- 先進的な技術であるか

第6章 実証試験計画の策定

1. 実証機関は、必要に応じ、実証試験要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証試験計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証委員会で検討した上で作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べるができることとする。
2. 実証試験計画を作成した場合には、実証申請者は、実証機関に対し、実証試験計画の内容について合意承諾した旨の文書を提出することとする。
3. 1.において、ある技術について、当該技術の特徴により当該実証試験要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる場合等、当該技術に適用される実証試験要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証試験要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議した上で、必要に応じ、実証試験要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。

第7章 実証試験の実施

1. 実証機関は、各対象技術について、実証試験要領、及び必要に応じ実証試験計画に基づき、実証試験を行う。
2. 実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において実証試験が実証試験要領及び実証試験計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。

第8章 実証試験結果報告書の作成

1. 実証機関は、技術実証委員会での検討を経た上で、実証試験結果報告書を取りまとめ、環境省の承認を得ることとする。また、実証試験結果報告書の作成の際には、実証試験要領に規定する実証試験結果報告書の内容・様式に従うこととする。
2. 実証機関は、承認を得た実証試験結果報告書について、実証申請者への通知を行う。なお、環境省は、実証試験結果報告書を承認した後、速やかに、第1部第11章に規定するロゴマーク及び実証番号を申請者に交付する。

なお、平成16年度以前に本モデル事業における実証を完了した技術に対しても、可及的速やかに、ロゴマーク及び実証番号の交付を行う。
3. 全ての実証試験結果報告書は、実証試験結果の如何を問わず、次章の規定によりデータベースに登録され、公開するものとする。

第9章 データベースの作成

1. データベース運営機関は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するデータベースの構築を行う。
2. データベース運営機関は、策定済みの実証試験要領、実証済みの実証試験結果報告書を登録する他、実証機関・技術の公募情報、モデル事業検討会等による議論の状況等の関連情報を随時登録し情報提供することとする。
3. 環境省及びデータベース運営機関は、データベースの内容のうち、実証試験要領、実証試験結果報告書の概要について、英語版を作成し、海外に情報発信することとする。

第10章 ロゴマークの使用

1. 目的

本事業を一般に広く普及させることを目的として、別紙2に示すロゴマークを「環境技術実証モデル事業ロゴマーク（以下単に「ロゴマーク」という。）」として定める。

2. 使用の範囲及び制限

(1) ロゴマークは、本モデル事業を新聞・雑誌・学术论文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用することができ、この形態の使用に際し特別な許可は必要としない。

(2) ロゴマークは、環境省及び実証運営機関において実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用することができる（関係諸機関への届出や承認等は特に必要としない）。ただしその際には、3.に示す表示方法を遵守しなければならず、なおかつ、当該技術に関して、環境省その他モデル事業関係諸機関による保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用してはならない。

(3) 上記(1)及び(2)以外のロゴマークの使用は原則これを認めない。

3. 表示方法

(1) 一般的な遵守事項

環境省、実証運営機関、実証機関、データベース運営機関その他のモデル事業関係諸機関による実証対象技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。

ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。

* 実証申請者が技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点についても遵守しなければならない。

環境省から交付された実証対象技術固有の実証番号を、ロゴマーク近傍に表示する。

実証対象技術が明確に判別できるように、実証対象技術の名前等の付近にロゴマークを配置する。製品のシリーズの中で1モデルのみが実証対象技術であるような製品についても、その状況が明確になるようにする。なお、製品のシリーズの1モデルについてのみ実証を受けた場合、製品の技術や性能が同一でない限り、原則、シリーズの他の製品についてロゴマークを使用しては

ならない。製品の技術や性能が同一であるかどうかについて疑義がある場合には、環境省に協議することとする。

技術の紹介等に用いる場合には、ロゴマークは単独で用いず、「この技術の性能に関する情報は、環境技術実証モデル事業のウェブサイトでも入手することができる。環境技術実証モデル事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではない」という旨をロゴマーク近傍に常に記載する。この記載は容易に識別できる大きさで表示すること。

(2) ロゴマークの表示方法

ロゴマークの配色は別紙に示すものとし、その他配色を使用することはできない。

ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。

ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。

ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証モデル事業ホームページ (<http://etv-j.eic.or.jp/>) へのホットリンクとする。

5. 改善等の指示

環境省は、本実施要領を遵守せずにロゴマークを使用している者に対して、改善、使用の停止等を指示することができる。

第11章 知的財産の扱い

1. 実証機関は、実証試験を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しないものとする。実証申請者は、当該技術に関する機密情報を実証機関に提供するに際し、実証機関に対して、別途実証機関の定める様式の守秘義務を締結できるよう要請することができることとする。
2. 実証試験の実施の成果により新たに産業活力再生特別措置法第30条第1項で定める権利（以下、「特許権等」という。）が得られた場合は、環境省は、その特許等を実証機関から譲り受けないことができる。その場合の当該特許権等の扱いについて、実証機関は、必要に応じ環境省に協議し、効率的に活用する観点から当該特許権の利用を図ることとする。
3. 本事業の実施により作成される実証試験要領及び実証試験結果報告書等の著作物に関する著作権は、環境省に属する。

第12章 費用分担

本実証モデル事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とする。詳細については、実証試験要領で定める。

第13章 免責事項

1. 本実証モデル事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。
2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。
3. 実証結果報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は一切の責任を負わない。
4. 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証結果報告書のデータは適用されない。

第14章 事業の実施状況・成果の評価と次年度以降の事業への反映

1. 環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、モデル事業の実施状況、成果について、各参加主体の代表の参加も得つつ、モデル事業検討会で評価を行い、次年度以降の事業に反映する。また、パイロット期間中の実証成果の把握のため、技術実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。
2. 実証機関は、モデル事業期間中の柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。

第2部 手数料徴収体制による実施方法

第1章 モデル事業の実施体制

1. 環境省

環境省は、実証対象技術分野の選定、実証運営機関の選定、実証試験方法の技術開発、データベースによる実証試験結果等関連情報の公表の他、モデル事業全体の運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。

2. 環境技術実証モデル事業検討会

環境省総合環境政策局長の委嘱により設置された「環境技術実証モデル事業検討会」（以下、「モデル事業検討会」という。）は、環境省が行う事務をはじめとして、モデル事業の実施に関する基本的事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

3. 実証運営機関

実証運営機関は、実証試験要領の作成、実証機関の選定を行う他、実証機関への実証試験の委託、実証申請者から実証試験にかかる手数料の項目の設定と徴収を行う。なお、実証試験方法の技術開発については、必要に応じ、環境省に代わり実証運営機関が行うこともできる。また、実証運営機関としては、モデル事業全体を運営する能力を持つ1機関を設置することが望ましいが、当面の措置として、個々の技術分野に1機関を設置することができる。

4. 分野別ワーキンググループ（WG）

実証運営機関により必要に応じ設置された、対象技術分野毎のワーキンググループ（以下、「分野別WG」という。有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。原則公開で実施。）は、実証運営機関が行う事務のうち、実証試験要領の作成、実証機関の選定等について、（分野毎の）専門的知見に基づき検討・助言を行う。

なお、適切な場合には、いくつかの対象技術分野を束ねた1つの分野別WGを設置することができる。

5. 実証機関

実証機関は、実証手数料の詳細額の設定、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の審査、必要に応じて実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施）、実証試験結果報告書の作成を行う。実証機関は、予算の範囲内において、各技術分野に複数設置することができる。

6. 技術実証委員会

実証機関により設置される技術実証委員会（有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。）は、実証機関が行う事務の実施について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

7. データベース運営機関

データベース運営機関は、実証試験要領・実証試験計画、実証試験結果報告書等のモデル事業

の成果や公募情報等その他の関連情報についてデータベースを作成し、その運営・管理・公表を行う。

8. (独)国立環境研究所

(独)国立環境研究所は、必要に応じ、環境省又は実証運営機関の委託を受け、実証試験方法の技術開発を行う。

第2章 対象技術分野の廃止

環境省は、一度選定した対象技術分野について、本実施要領第1部第2章の1.に示した観点に照らし実証を行うことが不適切となった場合や、対象技術の公募に対する応募が見込めなくなった場合等合理的な理由がある場合には、必要に応じモデル事業検討会の助言を得つつ、対象技術分野を一時的又は継続的に廃止することができる。ただし、対象技術分野を廃止した場合には、データベース運営機関を通じ、廃止した旨及びその理由を公表することとする。

第3章 実証運営機関の選定

1. 実証運営機関の選定の手続き

(1) 環境省は、必要に応じモデル事業検討会の助言を受けつつ、民法第34条の規定に基づき設立された法人(公益法人)及び特定非営利活動法人を対象に、実証運営機関を募集することができる。

(2) 実証運営機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証運営体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。

(3) 環境省は、(2)の申請を受け、2.の観点を考慮し、必要に応じモデル事業検討会の助言を受けつつ、実証運営機関を選定する。

(4) 環境省は、(3)で選定した実証運営機関と委託又は請負契約を締結し、実証運営機関は、第5章および第6章の規定に従い、実証にかかる運営業務を行う。

(5) 環境省は、モデル事業期間(平成19年度まで)の特例措置として、合理的理由がある場合には、(1)~(3)に規定する実証運営機関の公募を省略することができる。

2. 実証運営機関選定の観点

環境省は、モデル事業検討会の助言を受け、以下の観点を参考にしつつ、実証運営機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行った上で、適切な機関を実証運営機関として選定する。

(1) 組織・体制

- ・実証運営機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
- ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
- ・JISQ 9001:2000(ISO 9001:2000)「品質マネジメントシステム要求事項」に準拠した品質管理システムを構築していること
- ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること
- ・定期的な内部監査を実施すること
- ・実証運営業務にかかる記録の保持を実施すること

(2) 技術的能力

- ・担当技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること。
- ・担当技術分野に関する知見を有する十分な人員を有していること

(3) 公平性の確保

- ・実証機関の選定等の各手続きにおいて、実証機関によって情報や対応が異なるおそれがないこと
- ・実証運営業務で知り得た技術情報等の機密保持手続きが、実証機関等により異なるおそれがないこと

(4) 公正性の確保

- ・特定の実証機関等への助言その他行為により、実証運営事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・実証機関の選定及び実証試験の委託等の各手続きにおいて、特定の実証機関等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと
- ・実証機関や実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること

(5) 経理的基礎

- ・実証運営機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること
- ・定期的に会計監査を実施すること

第4章 実証試験要領の策定

1. 実証運営機関は、別紙1「実証試験要領の構成」を参考に、分野別WGで検討の上、必要に応じ環境省と協議の上、対象技術分野毎に実証試験要領を定め、環境省の承認を受けることとする。また、策定した実証試験要領は、モデル事業検討会に報告することとする。なお、実証試験要領は、実証試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、改定を行うものとする。

実証試験要領には、第2部第13章の費用分担の規定により申請者が実証運営機関に納付すべき手数料の項目を定める資料を添付するものとする。当該項目の設定に当たっては、第2部第5章の規定に従い実証機関が自らの手数料予定額を設定できるよう、可能な限り具体的なものとしなければならない。

2. 環境省又は実証運営機関は、ある実証項目に関し適当な実証試験の方法が無い場合等には、(独)国立環境研究所に、実証試験方法の技術開発を依頼することができる。その場合、実証運営機関は、国立環境研究所の検討結果を踏まえ、実証試験要領を策定する。

第5章 実証機関の選定

1. 実証機関の選定の手続き

(1) 実証運営機関は、対象技術分野毎に、分野別WGで検討の上、地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人(公益法人)及び特定非営利活動法人を対象に、実証機関を募集することができる。

(2) 実証機関となることを希望する機関は、実証運営機関の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を、実証運営機関に提出し申請する。

(3) 実証運営機関は、(2)の申請を受け、2.の観点を検討し、分野別WGでの検討も踏まえ

つつ、予算の範囲内において、実証機関を選定する。実証機関の選定結果については、環境省に報告し、承認を受ける。

(4) 環境省又は実証運営機関は、(3)で選定した実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、第2部第8章の規定に従い、実証を行う。

2. 実証機関選定の観点

実証運営機関は、分野別WGによる検討を踏まえ、以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行った上で、適切な機関を実証機関として選定する。

(1) 組織・体制

- ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
- ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
- ・JISQ 9 0 0 1 : 2 0 0 0 (ISO 9 0 0 1 : 2 0 0 0) 「品質マネジメントシステム要求事項」、JISQ 1 7 0 2 5 : 2 0 0 0 (ISO/IEC 1 7 0 5) 「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること
- ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること
- ・定期的な内部監査を実施すること
- ・実証業務にかかる記録の保持を実施すること

(2) 技術的能力

- ・技術分野に関する十分な実績を有していること
- * 新たに設立される法人については、技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること
- ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること(必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない)
- * 公益法人あるいは特定営利活動法人のうち、自ら試験研究機関を持たない法人については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携するなどにより、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること

(3) 公平性の確保

- ・実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証申請者によって情報や対応が異なるおそれがないこと
- ・実証業務で知り得た技術情報等の機密保持手続きが、実証申請者等によって異なるおそれがないこと

(4) 公正性の確保

- ・特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- ・実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと
- ・実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること

(5) 経理的基礎

- ・実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること
- ・定期的に会計監査を実施すること

第6章 実証の対象技術の審査

1. 対象技術の審査の手続き

(1) 実証機関に選定された機関は、選定後速やかに、実証運営機関及び必要に応じ環境省と協議の上、試験実施要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、自らの単価等を考慮し、当該技術実証に係る手数料予定額を設定し、実証運営機関に登録する。手数料予定額には、いくつかの前提条件や留保条件等に応じて場合分けし、幅を持たせてもよい。ただし、申請する者が自らの納付すべき手数料額を想定できるよう、可能な限り具体的なものとする。

(2) 実証機関は、対象技術分野毎に、対象技術を公募する。技術実証を受けることを希望する者（開発者、販売店等。以下、「実証申請者」という。）は、実証機関に申請することとする。なお、実証機関は、自らの実証受け入れ能力の限度内において、当該年度内に可能な限り長い公募期間を設けることとするが、試験実施可能な季節に限られる等合理的な理由がある場合には、公募期間を短縮することができる。

(3) 実証申請者は、実証申請書に必要な事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、実証試験要領において定めることとする。

(4) 実証機関は、申請された技術に対し、2. の要件を考慮し、必要に応じ技術実証委員会の助言を得つつ、当該技術の実証可能性を審査し、実証運営機関の承認を得ることとする。なお、実証運営機関は、予算執行の重複排除の観点から、同一と見なすことのできる技術が複数の実証機関に申請された場合、いずれか一つの実証機関においてのみ実証が行われるよう、実証機関間の調整を行うことができる。その後、実証運営機関は、承認した審査結果について、環境省に報告する。

(5) 実証機関は、申請技術の審査結果について、当該技術の申請者に通知する。なお、審査の結果、当該技術を実証の対象としないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。

2. 対象技術の審査の要件

実証機関は、以下の要件に照らし、申請のあった技術の実証可能性を審査する。また、実証運営機関は、分野別WGによる検討を踏まえ、必要に応じ、技術分野ごとの環境保全効果等に関する選定の観点を追加することができる。

(1) 形式的要件

- 申請技術が、対象技術分野に該当するか
- 申請内容に不備は無いか
- 商業化段階にある技術か
- 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか

(2) 実証可能性

- 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- 実証試験計画が適切に策定可能であるか
- 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか

(3) 環境保全効果等

- 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- 副次的な環境問題等が生じないか
- 高い環境保全効果が見込めるか

先進的な技術であるか

第7章 実証試験計画の策定

1. 実証機関は、必要に応じ、実証試験要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証試験計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証委員会で検討した上で作成し、実証運営機関に提出する。実証運営機関は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べるができることとする。

2. 実証試験計画を作成した場合には、実証申請者は、実証機関に対し、実証試験計画の内容について承諾した旨の文書を提出することとする。

3. 1.において、ある技術について、当該技術の特徴により当該実証試験要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる場合等、当該技術に適用される実証試験要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証試験要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、実証運営機関と協議した上で、必要に応じ、実証試験要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。

第8章 実証試験の実施

1. 実証機関は、各対象技術について、実証試験要領、及び必要に応じ実証試験計画に基づき、実証試験を行う。その際、申請者は、当該試験に係る手数料の額について実証機関から通知を受け、実証運営機関が定める期日までに、実証運営機関に手数料を納付する。

2. 実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において実証試験が実証試験要領及び実証試験計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。

3. 何らかの理由により実証試験が完了できなかった場合には、実証機関は、環境省及び実証運営機関にその経緯を説明し承認を得た上で、そこまでの試験に要した費用を精算し、申請者が納付すべき手数料額を確定する。

第9章 実証試験結果報告書の作成

1. 実証機関は、技術実証委員会での検討を経た上で、実証試験結果報告書を取りまとめ、実証運営機関に報告する。実証運営機関は環境省に報告し、承認を得ることとする。また、実証試験結果報告書の作成の際には、実証試験要領に規定する実証試験結果報告書の内容・様式に従うこととする。

2. 実証機関は、承認を得た実証試験結果報告書について、実証申請者及び実証運営機関への送付を行う。実証運営機関は同報告書を環境省に送付する。

なお、環境省は、実証試験結果報告書を承認した後、速やかに、第11章に規定するロゴマーク及び実証番号を申請者に交付する。

なお、平成16年度以前に本モデル事業における実証を完了した技術に対しても、可

及的速やかに、ロゴマーク及び実証番号の交付を行う。

3．全ての実証試験結果報告書は、実証試験結果の如何を問わず、次章の規定によりデータベースに登録され、公開するものとする。

第10章 データベースの作成

1．データベース運営機関は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するデータベースの構築を行う。

2．データベース運営機関は、策定済みの実証試験要領、実証済みの実証試験結果報告書を登録する他、実証機関・技術の公募情報、モデル事業検討会等による議論の状況等の関連情報を随時データベースに登録し情報提供することとする。

3．環境省及びデータベース運営機関は、データベースの内容のうち、実証試験要領、実証試験結果報告書の概要について、英語版を作成し、海外に情報発信することとする。

第11章 ロゴマークの使用

1．目的

本事業を一般に広く普及させることを目的として、別紙に示すロゴマークを「環境技術実証モデル事業ロゴマーク（以下単に「ロゴマーク」という。）」として定める。

2．使用の範囲及び制限

（1）ロゴマークは、本モデル事業を新聞・雑誌・学术论文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用することができ、この形態の使用に際し特別な許可は必要としない。

（2）ロゴマークは、環境省及び実証運営機関において実証試験結果報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用することができる（関係諸機関への届出や承認等は特に必要としない）。ただしその際には、3．に示す表示方法を遵守しなければならず、なおかつ、当該技術に関して、環境省その他モデル事業関係諸機関による保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用してはならない。

（3）上記（1）及び（2）以外のロゴマークの使用は原則これを認めない。

3．表示方法

（1）一般的な遵守事項

環境省、実証運営機関、実証機関、データベース運営機関その他のモデル事業関係諸機関による実証対象技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。

ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。

* 実証申請者が技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点についても遵守しなければならない。

環境省から交付された実証対象技術固有の実証番号を、ロゴマーク近傍に表示する。

実証対象技術が明確に判別できるように、実証対象技術の名前等の付近にロゴマークを配置す

る。製品のシリーズの中で1モデルのみが実証対象技術であるような製品についても、その状況が明確になるようにする。なお、製品のシリーズの1モデルについてのみ実証を受けた場合、製品の技術や性能が同一でない限り、原則、シリーズの他の製品についてロゴマークを使用してはならない。製品の技術や性能が同一であるかどうかについて疑義がある場合には、環境省に協議することとする。

技術の紹介等に用いる場合には、ロゴマークは単独で用いず、「この技術の性能に関する情報は、環境技術実証モデル事業のウェブサイトでも入手することができる。環境技術実証モデル事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではない」という旨をロゴマーク近傍に常に記載する。この記載は容易に識別できる大きさで表示すること。

(2) ロゴマークの表示方法

ロゴマークの配色は別紙に示すものとし、その他配色を使用することはできない。

ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。

ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。

ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証モデル事業ホームページ (<http://etv-j.eic.or.jp/>) へのホットリンクとする。

5. 改善等の指示

環境省は、本実施要領を遵守せずにロゴマークを使用している者に対して、改善、使用の停止等を指示することができる。

第12章 知的財産の扱い

1. 実証運営機関ならびに実証機関は、実証試験を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しないものとする。実証申請者は、当該技術に関する機密情報を実証機関に提供するに際し、実証機関に対して、別途実証機関の定める様式の守秘義務を締結するよう要請することができることとする。

2. 実証試験の実施の成果により新たに産業活力再生特別措置法第30条第1項で定める権利(以下、「特許権等」という。)が得られた場合は、環境省は、その特許等を実証運営機関又は実証機関から譲り受けないことができる。その場合の当該特許権等の扱いについて、実証運営機関ならびに実証機関は、必要に応じ環境省に協議し、効率的に活用する観点から当該特許権の利用を図ることとする。

3. 本事業の実施により作成される実証試験要領及び実証試験結果報告書等の著作物に関する著作権は、環境省に属する。

第13章 費用分担

本モデル事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転及び試験終了後に対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、実証試験実施に係る実費(実証機関に発生する測定・分析

等の費用、人件費、消耗品費及び旅費)は手数料として申請者が負担し、その他の費用(モデル事業検討会、分野別WG及び実証委員会の運営費用等)は環境省の負担とする。詳細については、実証運営機関が実証試験要領で定める。

第14章 免責事項

1. 本実証モデル事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証運営機関、実証機関、データベース運営機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。

2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証運営機関、実証機関、データベース運営機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。

3. 実証結果報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証運営機関、実証機関、データベース運営機関その他のモデル事業関係機関は一切の責任を負わない。

4. 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証結果報告書のデータは適用されず、ロゴマークも使用できない。

5. 本実証モデル事業ロゴマークの使用に伴い、ロゴマークの使用者に問題等が発生した場合は、環境省、実証運営機関、実証機関、データベース運営機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。

第15章 事業の実施状況・成果の評価と次年度以降の事業への反映

1. 環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、モデル事業の実施状況、成果について、各参加主体の代表の参加も得つつ、モデル事業検討会で評価を行い、次年度以降の事業に反映する。また、実証成果の把握のため、技術実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。

2. 実証運営機関および実証機関は、モデル事業期間中の柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。